

令和3年2月13日発生福島県沖地震二本松市災害対策本部情報 (R03.2.26発行)

2月13日23時7分頃に福島県沖を震源とする地震が発生しました。
二本松市でも最大震度5強を記録し、被害が発生しました。
り災証明の発行手続きなど、地震への対応についてお知らせします。

り災証明

◎発行窓口 **生活環境課、各支所地域振興課**

一部損壊など、申請時に発行できる場合がありますが、被害判定調査（現地確認）が必要な場合は、申請後、改めて調査した後に証明書の発行が可能になります。

◎お問い合わせ **生活環境課生活防災係 ☎(55)5102 Fax(22)4479**

災害見舞金を給付します

区分	被災世帯1世帯につき	被災者1人につき
住家の全壊	100,000円	20,000円
住家の半壊	50,000円	10,000円

※上記のほか、床上・床下浸水（土砂流入含む）、井戸損壊による見舞金があります。

※また、住宅、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行っています。

◎お問い合わせ **福祉課地域福祉係 ☎(24)5063 Fax(22)1547**

損壊（全壊）家屋の撤去

今回の地震で、り災証明の判定結果が「全壊」となった個人所有の家屋、中小企業の所有建物のうち生活環境の保全上の支障があるもの、また、これらと一体になって解体、撤去する工作物については、市による撤去事業を行う予定です。

◎お問い合わせ **生活環境課環境衛生係
☎(55)5103 Fax(22)4479**

災害によるごみの処分

2月は施設定期点検のため、一般の生活ごみ等の搬入を停止していますが、災害で発生したごみに限り、自己搬入を受け付けしています。

◎お問い合わせ **もとみやクリーンセンター
☎(33)5499 Fax(34)3911**

詳細・最新情報は、市ウェブサイトにてご確認ください。

スマートフォン用
ウェブサイト



携帯電話用
ウェブサイト



■編集と発行／二本松市総務部秘書政策課 ☎0243 (55) 5096
〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 Fax0243 (24) 5040
二本松市ウェブサイトアドレス <https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

【各種減免】

被害の状況により次の税金・料金等を減免します。

●税金

・国民健康保険税

被害の状況により、納期未到来分について減免します。

○お問い合わせ 税務課市民税係 ☎(55)5085 Fax(22)0790

・固定資産税

地震により損害を受けた固定資産に掛かる令和3年度の固定資産税について、損害の程度により減免します。

○お問い合わせ 税務課資産税係 ☎(55)5086 Fax(22)0790

●国民年金保険料

住宅・家財等についておおむね1/2以上の損害を受けた場合、免除を行います。

○お問い合わせ 国保年金課国保年金係 ☎(55)5106 Fax(22)1547

●介護サービス利用者負担額

被害の状況により、減免します。

○お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115 Fax(22)1547

●水道料金、下水道使用料

宅地内の配管等が損傷し地下漏水等があった場合、減免対象となります。

○お問い合わせ 上下水道課水道管理係 ☎(55)5135 Fax(62)1033

生活用水の確保

地震により被害を受け、井戸が使用できなくなった場合、新たなボーリングさく井工事や給水管布設工事についての工事費の一部を補助します。

○お問い合わせ 上下水道課水道施設係
☎(55)5137 Fax(62)1033

地震で被災した方の市営住宅への入居

今回の地震により被害を受け、住宅が壊れ、危険な状態にある方への市営住宅への特例入居について相談を受け付けています。

○お問い合わせ 建築住宅課住宅係
☎(55)5133 Fax(23)1197

農業の相談窓口

被災した農地等を自主的に復旧する場合（復旧費用が10万円以上）、経費の一部を助成します。

・対象 田、畑、耕作道、ため池、共同利用のポンプ、用排水路、堰等

・補助率 3/10 ○お問い合わせ 農業振興課農地林業係 ☎(55)5118 Fax(22)8533
または各支所産業建設課

≪外国人向け相談窓口（英語等11カ国語）…福島県国際交流協会 ☎024（524）1316≫